

## 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ (平成16年10月施行)

公的年金制度の改革に合わせて、確定拠出年金の普及を図るために、公的年金の給付水準の見直し、長期的な運用利回りの低下傾向を踏まえ、拠出限度額を引上げ。

● 企業型	(改正前)	(改正後)
・ 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
・ 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円
● 個人型	(改正前)	(改正後)
・ サラリーマン(企業年金がない場合)	月額1.5万円	月額1.8万円